

公 告

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 第 1 項の規定により公告する。

令和 7 年 2 月 28 日

愛媛地方税滞納整理機構管理者 野志 克仁

1 入札に付する事項

- (1) 件 名
令和 7 年度オンライン研修における管理運営業務
- (2) 業務の内容
オンライン研修の実施にあたってホストとして必要な管理・運営等を行う。
- (3) 業務の仕様
別紙「オンライン研修における管理運営業務に係る仕様書」のとおり
- (4) 契約期間
契約締結日から令和 7 年 12 月 26 日まで
- (5) 入札方法
ア 入札は、最低価格落札方式で行う。
イ 入札金額は、総価を見積もるものとする。
ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10 パーセントに相当する額を加算した金額（入札者が見積る契約金額。当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

愛媛地方税滞納整理機構会計規則（平成 18 年機構規則第 10 号）に基づき、入札参加資格者名簿に登録があり、かつ、次に掲げる要件をすべて満たすこと。

なお、資格要件確認のため、愛媛県警察本部等に照会する場合がある。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (3) 国又は地方公共団体による指名停止処分を受けている者でないこと。
- (4) 地方団体の徴収金（地方税、延滞金等）を完納していること。
- (5) 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次の②から⑦までに掲げる者が、その経営に実質的に関与していない法人その他の団体又は個人。
 - ① 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - ② 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規

定する暴力団員をいう。以下同じ。)

- ③ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - ④ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - ⑤ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - ⑥ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - ⑦ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (6) 愛媛県内に事業所を有し、令和4年4月1日以降に、官公庁と、今回の入札対象と類似の契約を締結し、誠実に履行した実績を有すること。

3 入札説明書及び契約書案の交付に関する事項

- (1) 入札説明書の交付場所及び問合わせ先
郵便番号及び住所 790-0001 松山市一番町四丁目1番地2 愛媛県自治会館4階
愛媛地方税滞納整理機構総務課
電話 089-913-5886
FAX 089-941-7593
- (2) 入札説明書の交付期間
公告の日から令和7年3月10日(月)午前12時までの間(土曜、日曜及び祝日を除く。)、上記3の(1)の場所において入札説明書を交付する。
- (3) 入札説明会
実施しない。
- (4) 契約条項を示す日時及び場所
入札説明書の交付と同時に、契約書案を交付する。

4 入札等

- (1) 日 時 令和7年3月14日(金)午前10時00分
- (2) 場 所 松山市一番町四丁目1番地2 愛媛県自治会館
愛媛地方税滞納整理機構 入札会場
- 入札書の提出方法
入札場所で直接提出する。
- 開 札 即時開札とする。
- (3) 入札無効に関する事項
競争入札参加資格確認において虚偽の申告を行った者の入札及び次のいずれかに該当する者が行った入札は、無効とする。
- ア 参加する資格のない者
 - イ 当該競争について不正行為を行った者
 - ウ 入札書の金額、氏名及び印鑑について誤脱又は判読不可能なものを提出した者
 - エ 入札書の文字及び記号について消滅しやすい方法で記入されたものを提出した者
 - オ 入札書の金額の最初に¥の記号を記入していない、又は入札書の金額にアラビア数字を用いていないものを提出した者
 - カ 入札書の金額を訂正したものを提出した者
 - キ 入札書の誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるものを提出した者
 - ク 民法(明治29年法律第89号)第95条(錯誤)により無効と認められるも

のを提出した者

ケ 1人で2以上の入札をした者

コ 代理人でその資格のない者

サ 上記に掲げる者のほか、競争の条件に違反した者

シ 数回にわたり反復して行う入札において、前回の最低入札金額以上の金額を記載した入札書

(4) その他

① 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。

② 入札保証金
免除する。

③ 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、次の期限までに入札説明書に定める競争入札参加資格審査申請書等の書類を提出しなければならない。

なお、管理者から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

ア 提出期限：令和7年3月10日（月）午前12時まで

イ 提出場所：上記3（1）に掲げる場所

④ 落札者の決定方法

ア 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を契約の相手方とする。

イ 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ落札者を決定する。

この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない機構職員にくじを引かせる。

(5) 再度入札

再度入札は、2回まで行うものとする。

(6) 契約の停止など

愛媛地方税滞納整理機構管理者に提出する申請書類等の記載事項に相違があることが判明したときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(7) その他

詳細は入札説明書による。